

えびの高原荘自動火災報知設備及び非常・業務兼用放送設備改修工事特記仕様書

1 委託場所

国民宿舎えびの高原荘

宮崎県えびの市大字末永 1 4 8 9

2 業務内容

国民宿舎えびの高原荘における自動火災報知設備（感知器・発信機含む）及び非常・業務兼用放送設備の改修工事

3 施工基準

本工事は、本仕様書及び別紙に記載された部分を除いて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建設工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」ともに電気設備工事編（令和4年版）、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図」電気設備工事編（令和4年版）、並びに関係法規、関係諸官庁規則等に準拠して施工してください。

4 その他

- (1) 工事着手前に工程表を発注者に提出してください。
- (2) 作業工程は、事前に発注者と協議してください。
- (3) 改修工事に先立ち、予め指定管理者へ作業の周知を行うこと。
また、改修工事に係る指定管理者との日程調整を行うこと。
- (4) このほか、本工事で使用する材料等は、J I S 規格又は関係法規に合格した新品のものとしします。
- (5) 工事後、直ちに機能試験を実施し、使用可能な状態にすることとします。その際に、指定管理者に対して取扱説明を行うこととします。
- (6) 本工事業務にかかる官公庁への手続は受注者が行うこととし、これに要する費用は受注者が負担することとします。
- (7) 本工事業務で発生した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理を行ってください。
- (8) 本工事業務完了後に、発注者に提出する工事業務完了届には、成果物として完成写真、改修状況写真（電子データを CD-R 等で提出、USB は不可）、動作確認記録、納入仕様書、取扱説明書、出荷証明書、保証書等を添付してください。
- (9) 本仕様書等に記載のない事項で、本工事を完了するうえで技術上、保安上又は法規上必要な事項については、発注者と協議してください。